

建設発生土の受入地募集要項

1. 募集の趣旨

佐伯土木事務所では、これまで、公共工事で発生する建設発生土（以下、「建設発生土」という）は他の公共事業に流用するなど、できる限り有効活用を図ってきました。

しかし、近年の豪雨災害による国土強靱化計画により、河川内の土砂撤去工事等多くの建設発生土が生じていることから、その有効利用を図るため受入地を募集します。

2. 応募要件

(1) 応募可能な方

窪地の埋立てや低地の嵩上げ等をお考えの方で、建設発生土の受入れを希望し、佐伯市内で「(2) 受入地の要件」に該当する土地を所有または借地されている個人・法人。ただし、借地の場合は所有者の同意が必要です。

なお、次のア・イのいずれかに該当する方は応募できません。

ア 暴力団その他反社会的勢力に属する者又はそれらと直接的あるいは間接的に関係を有していると認められる者。

イ その他、佐伯土木事務所が、建設発生土の受入地とすることがふさわしくないと判断する者。

(2) 受入地の要件

次のア～ウのすべてに該当すること。

ア 1,000立方メートル以上の建設発生土を受入れ可能であること。

イ ダンプトラック（10t車以上）による搬入が可能であること。

但し、有料残土処理場との経済比較により優位となる場合はこの限りではない。

ウ 関係法令上、埋立て（盛土）等を行うことができ、関係手続きが完了または今後必要な関係手続きを行うこと。

3. 募集期間及び応募書類

(1) 募集期間

令和3年2月1日 ～ 当分の間

※事前予告なく中止することがあります。

(2) 応募書類

次の書類を佐伯土木事務所に持参してください。

① 建設発生土「受入申込書」

② 土地所有者の同意書（借地の場合、なお申込者本人の土地の場合は不要）

③ 誓約書（申込者・土地所有者）

④ 申請者が個人の場合は本人確認ができるもの。（運転免許証の写し等）

* 代理人申請の場合、委任状および受任者の確認ができるもの。

⑤ 埋立て等に関する許可証等の写し（関係法令の諸手続きが完了している場合）

- ⑥ 位置図（土地の所在地及び搬入路が判るもの）

4. 応募後の確認等

応募頂いた土地については、書類審査及びヒアリング等にて運搬距離・土地の形状・周辺の状況・関係法令等について調査・確認を行い、建設発生土の搬入が問題なく可能と認められれば受入地の候補とさせていただきます。

なお、現地確認を行う場合には、土地への立入りや土地の範囲の確認などへのご協力をお願いします。

選考の結果については随時、応募者へお知らせします。また、受入地として選定させていただいた場合には、覚書を締結させていただきます。

5. 応募の注意事項

- ① 応募等に関連して要した費用は、応募者の負担となります。また、原則として応募書類については返却しません。
- ② 応募書類については、大分県情報公開条例に基づき、個人情報を除き開示することがあります。
- ③ 受入地の情報については、必要に応じて、佐伯市等に情報提供することがありますので、ご了承ください。

6. その他留意事項

- ① 佐伯土木事務所が建設発生土の運搬から敷均しまでを行います。
- ② 建設発生土の受入れは無料とし、料金等は請求できません。
- ③ 受入れに際して、擁壁や水路等の設置、搬入後の転圧締固め等が必要な場合は受入者の負担で行っていただきます。
- ④ 搬入した建設発生土を営利目的で利用することはできません。
- ⑤ 受入地候補となっても建設発生土の搬入を約束するものではありません。建設発生土の状況により、希望する期間に搬入できない場合があります。
- ⑥ 搬入する建設発生土の土質的条件等は指定できません。ただし、土質的条件等に希望がある場合は、事前にお申し出ください。
- ⑦ 建設発生土は、玉石や礫・砂利等が混入していますので、事前に確認をおねがいます。なお、搬入後の建設発生土の返却等はできません。
- ⑧ 搬入に際し、隣接地権者、区長および周辺住民等への周知、協力を得るようにしてください。

7. 問い合わせ先

大分県佐伯土木事務所 企画調査課 企画調査班

〒876-0813 佐伯市長島町1-2-1佐伯総合庁舎内（電話）0972-22-3171

建設発生土の受入地募集手続きフロー

